

## おかやま次世代電池共創コンソーシアム規約

### (名称)

第1条 本コンソーシアムの名称は、おかやま次世代電池共創コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）とする。

### (目的)

第2条 コンソーシアムは、次世代電池分野におけるデバイス、モジュール、材料、製造プロセス、計測等に係る共同研究（以下「共同研究」という。）を目指す複数の企業と複数の研究者が参画し、多面的な連携による共同研究の促進を図ることを目的とする。

### (事業)

第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するために次に掲げる事業（以下「本事業」という。）を行う。

- (1) 前条の目的に賛同する企業や研究者等の組織化
- (2) 会員同士の共同研究に向けた議論及び予備検討
- (3) 次世代電池に関連する情報収集及び共有
- (4) その他コンソーシアムの目的を達成するために必要な事業

### (会員)

第4条 コンソーシアムは、第2条の目的に賛同する会員で構成する。

2 会員の種別は次のとおりとする。

- (1) 法人会員 コンソーシアムの目的に賛同する岡山県内の企業・大学等高等教育機関・団体
- (2) 有識者会員 コンソーシアムの目的に賛同する岡山県内の大学等高等教育機関に属する個人
- (3) 特別会員 第7条に規定する運営委員会（以下「運営委員会」）がコンソーシアムの運営・発展に特別に寄与すると認めたもの

### (入会及び退会)

第5条 コンソーシアムへの入会を希望する者は、別に定める入会申込書を第6条第1項第1号に規定する会長（以下「会長」という。）に提出するものとし、運営委員会の承認により入会を決定するものとする。

- 2 会員で退会を希望する者は、別に定める退会届を会長に提出するものとし、運営委員会によりこれを承認する。
- 3 会員は入会申込書に記載された会員名、住所、代表者名、その他コンソーシアムが定める事項に変更があったときは、速やかにその旨を会長に届け出るものとする。
- 4 コンソーシアムの会員として適当でないと認められる場合は、運営委員会において協議し、除名することができる。

(役員)

第6条 コンソーシアムに次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 若干名

- 2 会長は、国立大学法人岡山大学（以下「岡山大学」という。）が指名した者とする。
- 3 副会長及び幹事は会長が指名した者とする。
- 4 会長は、コンソーシアムを代表し、コンソーシアムを総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は事故のあるときは、その職務を代行する。
- 6 幹事は、会長及び副会長を補佐し、コンソーシアムの円滑な運営を補佐する。
- 7 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(運営委員会)

第7条 コンソーシアムの運営を円滑に行うため、コンソーシアムに運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は会長、副会長、幹事により構成し、次の事項について協議し、決定する。
  - (1) 会員の入会・退会
  - (2) ワーキンググループの設置
  - (3) その他コンソーシアムの事業運営に関する事項

(総会)

第8条 コンソーシアムに総会を置く。

- 2 総会は役員及び会員をもって構成し、年1回開催するほか、会長が必要と認めたときに開催する。
- 3 総会は、次の事項について協議し、決定する。
  - (1) 事業計画及び事業報告
  - (2) 規約の改廃
  - (3) その他コンソーシアムの運営に関する重要事項
- 4 総会は、会長が招集し、会長が議長を務める。
- 5 総会は、法人会員の過半数の出席（委任状を提出した上での欠席の場合を含む。）により成立し、総会の議事は出席した法人会員の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の権利・義務)

第9条 会員は、本事業に参加する権利を有する。

- 2 会員は、コンソーシアムの定める規約その他コンソーシアムの運営に係る諸規程及び総会又は運営委員会の議決を遵守し、コンソーシアムの目的を達成するため、本事業に協力するものとする。

(ワーキンググループ)

第10条 会員同士の共同研究の推進を図るため、企業及び研究者からなるワーキンググループを、コンソーシアム内に設置することができる。

2 ワーキンググループは、具体的な共同研究案件を推進する企業及び研究者のうち希望する者が「共同検討提案書」を提出し、運営委員会の決定により発足する。

3 ワーキンググループは、グループリーダーを置き、各ワーキンググループを総括する。

(情報の取り扱い)

第11条 会員は、他会員から開示提供を受ける情報について、本規約に添付される「おかやま次世代電池共創コンソーシアム秘密情報取扱規程」に基づき取り扱うものとする。

(知的財産権の取り扱い)

第12条 会員は、コンソーシアムで行う議論及び予備検討等において発明等をなした場合、速やかに会長及び当該発明等に関係する会員（以下「関係会員」という。）に対し、発明等にかかる特許等の出願前にその内容を通知するものとし、その権利の帰属について関係会員が協議して決定するものとする。

(事業年度)

第13条 事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、コンソーシアムが設立された年度の事業年度は、コンソーシアム設立の日から始まることとする。

(事務局)

第14条 コンソーシアムは、事務局を岡山大学に置く。

(その他)

第15条 本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合については、その都度会員相互で誠意を持って協議の上、解決するものとする。

附則 この規約は、令和2年2月6日から施行する。